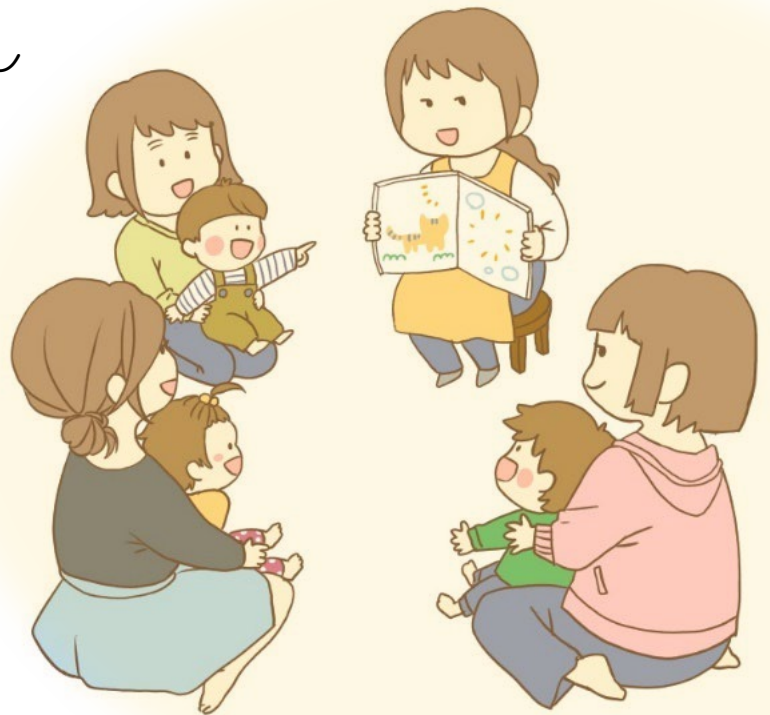


# 空き部屋・空き家で 居場所を始めませんか

磯子区地域の居場所づくり支援補助金

地域での新たな居場所作りに対し  
建物の改修費用や運営経費を  
最大 **150万円**まで支援します



## 居場所づくりをお考えの方はぜひご相談下さい

<たとえば...>

- ・子育て中のお母さんたちが交流したり気軽に相談できる場
- ・高齢者が集まっておしゃべりや食事など楽しく過ごせる場
- ・こどもたちが遊びや勉強など安心して自由に過ごせる場
- ・空き部屋や空き家、空き店舗を地域のために役立てたい など

※詳しくは、裏面をご覧ください。

横浜市磯子区役所

## 磯子区地域の居場所づくり支援補助金概要

### 補助対象経費・補助期間

- (1) 新規に居場所を開設し、事業を始めるとき
- ア 施設の改修等に伴う、設計・改装・修繕その他の工事経費 **1年**
  - イ 事業活動の実施に伴う経費 **最大3年**  
消耗品費、印刷費、通信運搬費、交通費、材料費、報償費、保険料、使用料及び賃借料、備品費、食糧費（補助対象経費と認められる額の10分の1以内）、燃料費、委託料、その他
  - ウ 新規の居場所開設を前提とする予備調査の経費（簡易耐震診断に係る経費） **(1回)**
- (2) 既存の居場所で事業を行うとき **1年**
- ア 利用者の安全性や利便性を確保するために必要な改修等に係る工事経費 等

### 補助上限額

区分	1年目（補助率）	2・3年目（補助率）
① 新規に居場所を開設して始める事業	ア 改修等に伴う経費：上限150万円（3/4） イ 事業活動に伴う経費：上限50万円（9/10）	事業活動に伴う経費 上限50万円（9/10）
② ①の予備調査	新規の居場所開設を前提とする予備調査の経費： 上限10万円（9/10）	—
③ 既存の居場所で行う事業	改修等に伴う経費：上限30万円（9/10）	—

- ※同一年度に区分①のア・イに係る経費への補助を申請した場合、補助上限額は併せて150万円となります。
- ※申請多数の場合、交付額について減額調整をすることがあります。
- ※令和6年度予算が横浜市会で議決されることを条件に交付します。

## 補助金の申請について

### 申請期間 令和6年2月1日（木）から

#### 申請方法

申請書類を提出される場合は、事前に御連絡ください。事業内容等についてお伺いします。なお、申請書類は区役所6階地域振興課（61番窓口）までご持参ください。

#### 申請書類

- ①補助金交付申請書、②事業計画書、③収支予算書、  
④規約・定款その他これらに関する書類、⑤会員名簿又は役員名簿

①～③は所定の様式があります。当窓口で配布のほか、区ホームページからもダウンロードできます。

※予算額が上限に達した場合、受付を終了することがありますのでご了承ください。

申請書類の書き方など、補助金に関するご相談を随時受け付けています。お気軽にご相談ください！

お問合せ先 磯子区役所地域振興課地域力推進担当（6階61番窓口）

電話 750-2398 FAX 750-2534

メール is-chiikiriyoku@city.yokohama.jp



磯子区地域の居場所づくり支援補助金についての情報は、区役所ホームページへも掲載しています。申請に必要な書類は窓口での配布のほか、こちらからもダウンロードいただけます。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/chiikinoibashohojyo/](https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/chiikinoibashohojyo/)